令和元年11月28日

「福島市の豊かな自然と魅力ある景観を次世代へ守り継ぐための太陽光発電施設の設置に関するガイドライン」を策定しました

本市では「福島市再生可能エネルギー導入推進計画(平成27年2月策定)」に基づき、地域特性にあった再生可能エネルギー導入を積極的に推進しておりますが、太陽光発電事業の実施に際しては、市民にとってかけがえのない財産である豊かな自然や魅力ある景観を守り、大切な宝として次世代へ守り継いでいくことが重要であると考えております。

このことから、事業者に対し事業の適切な実施を求めるため、景観や自然、安心安全な生活環境との調和を図ることなど配慮すべき事項等を定めた標記ガイドラインを策定しました。

記

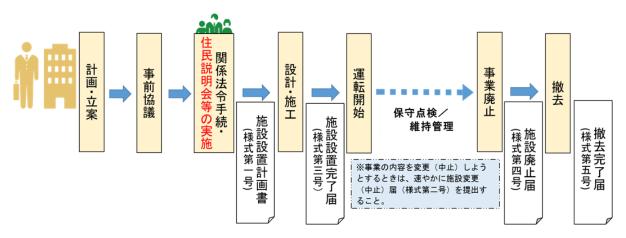
1 ガイドラインの概要

(1) 対象設備

定格出力が10キロワット以上で、土地に自立して設置される太陽光発電施設及びその付属設備(建築物に該当するもの及び事務所若しくは事業所又は工場と併設されるものは除く。)

(2) 主な内容

- ①計画概要が明らかになった時点で、近隣住民等に対する説明会等を景観シミュレーションなどを活用し実施することを求める
- ②事業計画から発電施設撤去に至るまでの届出を義務化 ガイドラインに基づく事業の流れ



③災害防止対策や周辺環境との調和を図ることなどの遵守事項を規定 太陽光発電施設の設置等を行う際の遵守事項

- ・近隣住民等との協調を保つこと。
- ・雨水等により土砂・汚泥の流出や水害等の災害防止対策を講じること。
- ・既存の地形や樹木等を生かしながら、周囲の良好な景観に支障を与えないよう、 周辺環境や景観との調和に配慮すること。
- ・設置計画区域内に災害発生時等の緊急連絡に対応するため、事業者の名称及び連絡先を記した看板を設置すること。
- ・設置計画区域内の環境整備を行うとともに、除草剤、殺虫剤等の作剤を使用する場合には、周辺環境に十分に配慮すること。
- ・パワーコンディショナー等からの騒音、振動若しくは電磁波(電波障害)又はパネルの反射光により周辺の生活環境に支障を生じさせないよう必要な措置を講じること。
- ・太陽光発電施設の稼働に起因して発生した苦情等に対しては、迅速かつ誠実に対応すること。
- ・防災、環境保全、景観保全の観点から計画策定段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然環境、近隣への配慮を行うこと。
- ・太陽光発電施設を廃止した場合は、速やかに事業者の責任により撤去等適正に行うこと。

2 本市のガイドラインの主な特徴

- (1) 事業計画から発電施設撤去に至るまで、各種届出を定めていること
- (2) これまで関係法令ごとに窓口が別々だったが、窓口を環境に一元化
- (3) 住民説明の際に景観シミュレーション(フォトモンタージュ等)を活用しながら 周知するようにしたこと

3 期待される効果

- (1) 計画段階において事業内容を一元的に把握・管理できる。
- (2)事業者に対し、自然・生活環境等との調和に配慮した適切な事業の実施を市関係部署の連系により指導できる。

担当:環境課再生可能エネルギー推進係課長 加藤、係長 東野

電話 024-525-3742 (直通)